

堺市報道提供資料

令和5年12月1日提供

市立学校で発生した体罰事案について

堺市立学校において、生徒に対する不適切指導があったため、令和 5 年 11 月 30 日(木)に「堺市体罰及びセクシュアル・ハラスメント問題調査庁内委員会」を開催し、体罰事案の認定を行いました。

関係の生徒、保護者の皆様に深くお詫び申し上げます。今回の事態を重く受け止め、教育委員会として体罰に対する教職員の認識を高め、今後このような事態を起こさないよう再発防止の徹底に取り組みます。

事案の概要等については以下のとおりです。

1 体罰事案の概要

令和 5 年 11 月 9 日 (木) 4 時間目、当該教諭は、廊下から各クラスの授業の様子を見回っていた。被害生徒 (以下、A) が在籍している学級の教室に入り様子を見ていると、1 人 1 台パソコンでゲームをしている生徒を発見した。当該教諭は、ゲームをしていた生徒に注意をしたが、別の生徒も同様にゲームをしていたため、注意をしな がら教室中央に移動した。周囲を見ると、その他の生徒数名もゲームをしており、その様子に腹を立て、当該教諭 の横でゲームをしていた A の頭頂部を右手で 1 回叩いた。

2 事案発生後の対応

- ・同授業中に、数名の生徒が当該学級の担任に「A がゲームをしていて頭を叩かれていた」等と訴えたことで発覚した。授業後には、別の生徒らからも当該学級の担任及び隣の学級の担任に訴えがあった。
- ・その後、当該学級の担任は A に事案発生時の状況を確認し、学年主任に報告した。報告を受けた学年主任は、 校長が不在であったため教頭に報告し、報告を受けた教頭が校長に電話で報告した。
- ・教頭から電話で報告を受けた校長は、A 及び当該教諭への事実確認、また、A のけがの状況を確認するよう教 頭に指示した。 帰校した校長が、当該教諭に事実確認及び指導を行い、校長が教育委員会に口頭で報告した。
- ・同日、校長及び当該教諭は A の自宅に訪問し、A 及び A 保護者に説明と謝罪をした。

3 被害生徒状況

A にけがはなし。

4 今後の対応

- ・今後、教育委員会において、当該教諭の処分を検討します。
- ・全ての教職員の体罰に対する教職員の認識を高め、体罰根絶への意識を徹底するよう研修等を行い、再発防 止に取り組みます。

担 当 課:教育委員会事務局 学校教育部 生徒指導課

電話: 072-340-3478

い合わせ先